

令和6年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和6年度から保険料率
が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和6年7月中旬頃に通知する予定です。

●保険料の構成

年間保険料額 (限度額80万円)※1 100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者一人当たり 45,260円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 9.02% (所得割率)※2
---	---	-------------------------------------	---	--

※1 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、次の方に係る賦課限度額は73万円が適用されます。

- 昭和24年3月31日以前に生まれた方 (=令和6年3月31日までに75歳となった方)
- 令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方。ただし、令和6年度中に75歳となった後、認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった方は除きます。

※2 令和6年度に限り、出産育児支援金の導入に伴う激変緩和措置により、令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者の所得割率は8.35%が適用されます。

●保険料率の改定

令和5年度まで		令和6年度から	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割率	8.27%	所得割率	9.02%

●均等割額の軽減措置

世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円	7割	13,578円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 29万5千円 × 世帯の被保険者数	5割	22,630円
43万円 + (給与・年金所得者等※の数 - 1) × 10万円 + 54万5千円 × 世帯の被保険者数	2割	36,208円
後期高齢者医療制度加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方で、上記計算で2割・5割軽減以外の方(制度加入後2年間のみ適用)	5割	22,630円

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

- 一定の給与所得者 (給与収入 55 万円超)
- 公的年金等に係る所得を有する方 (公的年金等の収入金額が、65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超)

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。

なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■ 問合せ先：秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155



福祉保健課からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年度 国民年金保険料額

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、
月額16,980円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることが

できます。また、クレジットカード納付やキャッシュレス決済による納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

令和6年度 国民年金保険料 納付額早見表 (参考)

種類	1カ月分		6カ月分		1年分		2年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付	16,980円	—	101,880円	—	203,760円	—	413,880円	—
納付書 (現金前納)	—	—	101,050円	830円	200,140円	3,620円	398,590円	15,290円
口座振替	16,980円	—	100,720円	1,160円	199,490円	4,270円	397,290円	16,590円
	16,920円 (※)	60円						
クレジット	16,980円	—	101,050円	830円	200,140円	3,620円	398,590円	15,290円

令和7年度の国民年金保険料 (毎月納付) は、月額17,510円です。

※令和6年度について、翌月末 (納付期限) の口座振替を当月末の口座振替にすると、毎月の保険料が60円割引になります。

納付督促について

日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して電話や文書による納付督促を民間事業者に委託しています (土・日・祝日や夜間などにも行っています)。

※民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方 (被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主) の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

保険料の「免除制度」 があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除・納付猶予される制度があります (過去2年までさかのぼって免除申請ができます)。

■ 免除 (全額免除・一部免除) 申請 ■ 納付猶予申請 ■ 学生納付特例申請

- 申請窓口は役場もしくは年金事務所です。詳しくは役場福祉保健課へお問合せください。
- スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードで、マイナポータルを利用して電子申請もできます。

■ 問合せ先 鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490
福祉保健課 ☎76-4608